

医療計画の見直しについて

1 趣旨

愛知県地域保健医療計画（以下「医療計画」という。）を全面的に見直し、次期医療計画を平成30年3月を目途に公示する。

2 計画期間

平成30年度から平成35年度まで（6年間）

3 見直し方針

（1）次期医療計画は、引き続き計画本文（以下「医療計画」という。）及び別冊で作成する2次医療圏ごとの医療圏保健医療計画（以下「圏域計画」という。）で構成する。

（2）構想区域や老人福祉圏域等を考慮しながら、2次医療圏の設定について検討を行う。

（3）基準病床数について、国が新たに示す算定方法に基づき見直しを行う。

（4）現行の医療計画をベースにデータや「現状」の時点修正等を行い、必要に応じて「課題」や「今後の方策」、「指標」について見直しを行う。

（5）次期医療計画と同時改定される介護保険事業（支援）計画との整合性を図る。

（6）次期周産期医療体制整備計画は、医療計画の「周産期医療対策」に一本化させる。

なお、医療計画の各項目の内容については、周産期医療協議会を始め、関連の協議会等でも審議を行う。

（7）国の医療計画作成指針等を踏まえ、見直し作業を進める。

4 調査

（1）患者一日実態調査

基準病床数算定のため、県内医療機関の入院患者の受療動向を調査する。

（2）その他

県内医療機関の医療機能について基礎的な情報を得るため、愛知県医療機能情報システム（あいち医療情報ネット）及び病床機能報告結果を活用する。

5 見直し体制

区 分	組 織
全体	○愛知県医療審議会（医療計画見直しの諮問・答申）
県計画	○愛知県医療審議会医療体制部会（県計画見直しの審議・検討）
圏域計画	○圏域保健医療福祉推進会議（各圏域計画見直しの審議・検討） ○医療計画策定委員会（各圏域計画案の作成） ※医療体制部会で県計画との整合性等について審議・検討

6 スケジュール（予定）

年月	県計画	医療圏計画	調査	主な関連会議
28年 10月	医療審議会 (諮問等)			
11月				
12月				
29年 1月				
2月	医療体制部会（計画の作成 要領の決定）	圏域保健医療福祉推進会議 (医療計画策定委員会の設置)		
3月	医療体制部会 (医療圏の決定)			
29年 4月		医療計画策定委員会 (圏域計画の構成等の検討)	医療情報シ ステム集計	
5月			↓	へき地医療支援 計画策定会議
6月				周産期医療協議会
7月	上旬 医療体制部会 (素案検討)	中下旬 医療計画策定委員会 (素案検討)	患者一日実 態調査集計	
8月		中旬 医療保健医療福祉推 進会議（原案検討）		がん対策部会 へき地医療支援 計画策定会議
9月			↓	健康増進部会 肝炎診療協議会
10月	医療体制部会（試案検討）			
11月	医療審議会（原案の決定）			
12月	市町村、三師会等へ意見照会 パブリックコメント			
30年 1月		医療計画策定委員会 (原案修正)		
2月	医療体制部会 (案検討)	圏域保健医療福祉推進会議 (案検討)		
3月	医療審議会（答申）			